

# 令和5・6年度羽生市物品売買等競争入札参加資格審査申請要領

## 1 資格審査の申請

羽生市が締結する次に掲げる契約の競争入札（令和5年4月1日から令和7年3月31日の競争入札）に参加しようとする者は、この要領に従って入札参加資格審査申請をしてください。

- ア 物品の製造の請負、買入れ、修繕又は売払い
- イ 建設資材の納入
- ウ 建築施設等の維持管理業務及びその他の業務

## 2 参加資格申請要件

次のいずれかに該当する方は、審査を受けることができません。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に該当する者。
- イ 施行令第167条の4第2項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）により市の競争入札に参加させないこととされた者。
- ウ 羽生市物品売買等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成23年規則第23号。）第12条第1項第4号若しくは第5号又は同条第2項第2号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から2年を経過しない者。
- エ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、市長等が不適格であると認める者
- オ 申請する種目の営業に際して、法令上の許可、認可又は登録等を営業の要件とする業務について、登録等を受けていない者
- カ 国税（消費税及び地方消費税並びに法人にあっては法人税、個人事業者にあっては所得税）について未納がある者
- キ 地方税（法人にあっては法人市民税、個人事業者にあっては個人市民税。ただし、羽生市内に営業所等を有する場合等に限る。）について未納がある者

## 3 受付方法

書類の郵送又は持参により、必要書類を提出してください。

《書類の送付先》

〒348-8601

埼玉県羽生市東6丁目15番地

羽生市役所 企画財務部 財政課 契約係

※封筒の表に「競争入札参加資格審査申請書在中」と記載ください。

※受領の確認が必要な場合には、申請書（様式1）の写しと返信用封筒（返信先を明記し所定の切手を貼付）を同封してください。

#### **4 問い合わせ先**

羽生市役所 企画財務部 財政課 契約係  
電話 048-561-1121 内線 373  
受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ※土日祝日を除く

#### **5 受付期間**

令和4年12月1日～令和4年12月28日（当日消印有効）

#### **6 審査結果の確認**

審査結果の個別通知は致しません。

令和5年3月中旬（予定）に資格者名簿を市のホームページに掲載しますのでご確認ください。

#### **7 注意事項**

- (1) 提出書類一覧の順に左上クリップ留めの上、クリアファイルに入れご提出ください。
- (2) 書類に不備がある場合には仮受付となり、書類が整うまで登録とはなりませんのでご注意下さい。  
申請に必要な様式は、市ホームページでダウンロードできます。

#### **8 有効期間**

令和5年4月1日～令和7年3月31日（2年間）

#### **【問い合わせ先】**

羽生市役所 企画財務部 財政課 契約係  
電話 048-561-1121（内線 373）